

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては事業所名・代表者職・氏名)
電話番号
メールアドレス

佐世保市貨物自動車エコタイヤ購入促進助成事業補助金交付申請書

佐世保市貨物自動車エコタイヤ購入促進助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、事業の承認の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。

記

1 申請内容

申請区分 ※いずれか一方のみ	☐ 普通貨物自動車	☐ 軽貨物自動車
保有台数(申請日時点)	台	
交付申請額	円	
補助事業完了予定年月日	令和 年 月 日	
添付書類	(1) エコタイヤ装着車両・購入予定タイヤ内訳書(様式第2号) (2) 保有車両全ての自動車検査証記録事項の写し ※普通貨物 41 台以上保有の場合は 41 台分、軽貨物 11 台以上保有の場合は 11 台分を提出すること (3) 購入予定タイヤの見積書等(商品名、型式、サイズ、数量、単価、金額等が確認できるもの) (4) 貨物自動車運送事業許可証の写し(普通貨物のみ) (5) 貨物軽自動車運送事業経営届出書の控えの写し(軽貨物のみ) (6) その他市長が必要と認める書類	

2 確認事項

- ☐ 申請日以前から事業用車両として使用(稼働)しており、以後も継続して使用(稼働)している。
- ☐ 車検証の「使用者の住所」が佐世保市である。
- ☐ 貨物自動車運送事業者においては、車検証の「用途」が貨物である。

3 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓または同意する場合に☑の印を記入してください。（全ての項目に☑の印が必要です。）

- ☐ 申請日以前から、事業に必要な許可等を全て有したうえで、申請区分に係る貨物自動車運送事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があることを認めます。
- ☐ 「エコタイヤ装着車両・購入予定タイヤ内訳書(様式第2号)」に記載の車両は、申請者が営む貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の用に供するため、申請日以前から申請者が所有または使用している車両です。
- ☐ 本申請に係る対象タイヤは、交付決定後に購入します。交付決定前に購入したタイヤは補助対象とならないことを了承します。
- ☐ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者に該当します(大企業に該当しません)。※大企業の定義:資本金3億円超かつ従業員300人超
- ☐ 補助事業完了後、30日以内又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出します。
- ☐ 市税の滞納はありません(または市から納付の猶予を受けています)。また、市税の納付状況について、市長が指名する職員が確認することを委任します。
- ☐ この申請に関し、全ての申請要件を満たしています。もし、申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や補助金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- ☐ 申請内容に不正があった場合、必要がある場合には、補助金の給付を受けた事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- ☐ 代表者、役員または使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。
- ☐ 本補助金の審査に当たり、佐世保市が長崎運輸支局または長崎県警察に対し、貨物自動車運送事業に関する許可等の状況を確認する場合があることについて同意します。
- ☐ 申請書類に記載の情報を、公的機関(税務当局、警察等)から法令等に基づき提供要請があった場合に提供する場合があることについて同意します。
- ☐ 私は、「佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)」(以下「暴力団排除条例」という。)に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ☐ 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

以上